



改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられています。(法第23条5項)このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝

派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

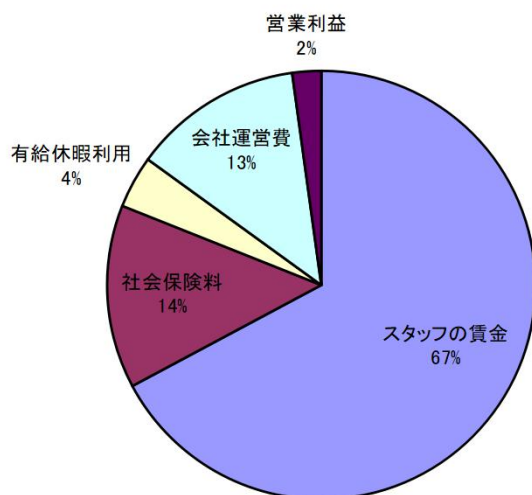
(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■株式会社 アビリティセンター

〒610-0121 京都府城陽市寺田正道9-11 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

派遣労働者の数	47人(令和7年4月1日現在)
派遣先の数	7社
派遣料金の1人あたりの平均額	15,200円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	10,160円(1日8時間当たり換算)
マージン率	33.2%
教育訓練に関する事項	入社時研修として社会人基礎、マナー研修を実施しています。業務内容に応じてパソコン基礎訓練、作業内容の基礎訓練等を実施しています。教育訓練を有給・無償にて実施します。
その他参考事項	派遣でご就業いただく際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます(雇用条件によっては加入できない場合があります)。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社事業所 0120-633-355

【マージン率の内訳】



一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約67%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約14%となります。また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払いが生じる。その引当分としての費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約2.0%程度が会社の営業利益となります。